

東京都市計画第一種市街地再開発事業の決定
都市計画六本木五丁目西地区第一種市街地再開発事業を次のように決定する。

名 称		六本木五丁目西地区第一種市街地再開発事業				
施 行 区 域 面 積		約 9.2 h a				
公共施設 の配置 及び規模	道 路	種 別	名 称	規 模		備 考
		幹線街路	補助線街路第 4 号線	別に都市計画において定めるとおり。		一部拡幅
			拡幅道路	幅員 0～5m、延長約 140m		新設（補助線街路第 4 号線 に沿って新設）
			環状第 3 号線	別に都市計画において定めるとおり。		整備済み
		区画道路	地区幹線道路	幅員 17～18m、延長約 330m		拡幅・一部新設 建築敷地と重複する区域に おいて立体的な範囲を設定
			区画道路 1 号	幅員 11m、延長約 160m		既設（再整備）
			区画道路 2 号	幅員 10～14m、延長約 530m		一部拡幅
建築物の 整備	街 区	建築面積	延べ面積 [容積対象面積]	主要用途	高さの限度	備 考
	A－1 街区	約 33,300 m ²	約 794,500 m ² [約 649,300 m ²]	事務所、店舗、 ホテル、駐車場等	高層部 A： 327m 中層部 A： 60m 低層部 A： 15m	高さの基準点は T. P. +25. 0m とする。 立体道路制度を活用し建築 物等の整備を行う。
	A－2 街区	約 430 m ²	約 1,000 m ² [約 810 m ²]	寺院	低層部 B： 20m	高さの基準点は T. P. +20. 5m とする。
	A－3 街区	約 610 m ²	約 1,400 m ² [約 1,400 m ²]	教会	低層部 C： 20m	高さの基準点は T. P. +27. 5m とする。
	B 街区	約 10,500 m ²	約 239,100 m ² [約 149,900 m ²]	共同住宅、店舗、 事務所、駐車場等	高層部 B： 288m 中層部 B： 65m 低層部 D： 35m	高さの基準点は T. P. +22. 0m とする。
	C 街区	約 5,600 m ²	約 16,900 m ² [約 16,900 m ²]	学校	低層部 E： 35m	高さの基準点は T. P. +27. 0m とする。

建築物の整備	E 街区	約 3,600 m ²	約 29,200 m ² [約 18,700 m ²]	共同住宅、店舗、 駐車場等	低層部 G： 35m	高さの基準点は T. P. +18.0mとする。
建築敷地の整備	街 区	建築敷地面積	整備計画			
	A－1 街区	約 38,600 m ²	・交通結節広場、駅まち広場、地区内車路、広場、緑地、歩行者通路及び歩道状空地を整備する。 ・幹線街路や区画道路の道路境界線及び街区境界線から壁面を後退させる。 ・建築物の外壁又はこれに代わる柱は計画図に示す壁面線を超えて建築してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物はこの限りではない。 (1) 歩行者の回遊性、安全性及び利便性の向上のために設ける階段、エレベーター等及びこれらに設置される屋根、柱、壁その他これらに類するもの (2) 歩行者の快適性及び安全性を高めるために設けるひさし及び落下防止柵並びに防球、防音、プライバシー保護等のために設ける塀等（パネル、フェンス、ネット、腰壁等を含む。）並びにこれらに設置される屋根、柱その他これらに類するもの (3) 建築物の保安上及び管理上やむを得ない塀その他これに類するもの (4) 給排気施設の部分 (5) 教会（前面道路の境界線からの後退距離が 2 m以上の部分に限る。） (6) 斜面地を支えるための建築物の部分、斜面地の安全対策に必要な土砂受け壁その他これに類するもの (7) 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）による文化財の登録を受けたもの、港区文化財保護条例（昭和 53 年港区条例第 24 号）による文化財の指定を受けたもの及び文化財の保全のために必要な建築物の部分			
	A－2 街区	約 680 m ²				
	A－3 街区	約 1,000 m ²				
	B 街区	約 14,400 m ²				
	C 街区	約 11,300 m ²				
	E 街区	約 4,900 m ²				
参考	都市再生特別地区及び再開発等促進区を定める地区計画（六本木五丁目西地区）内にあり					

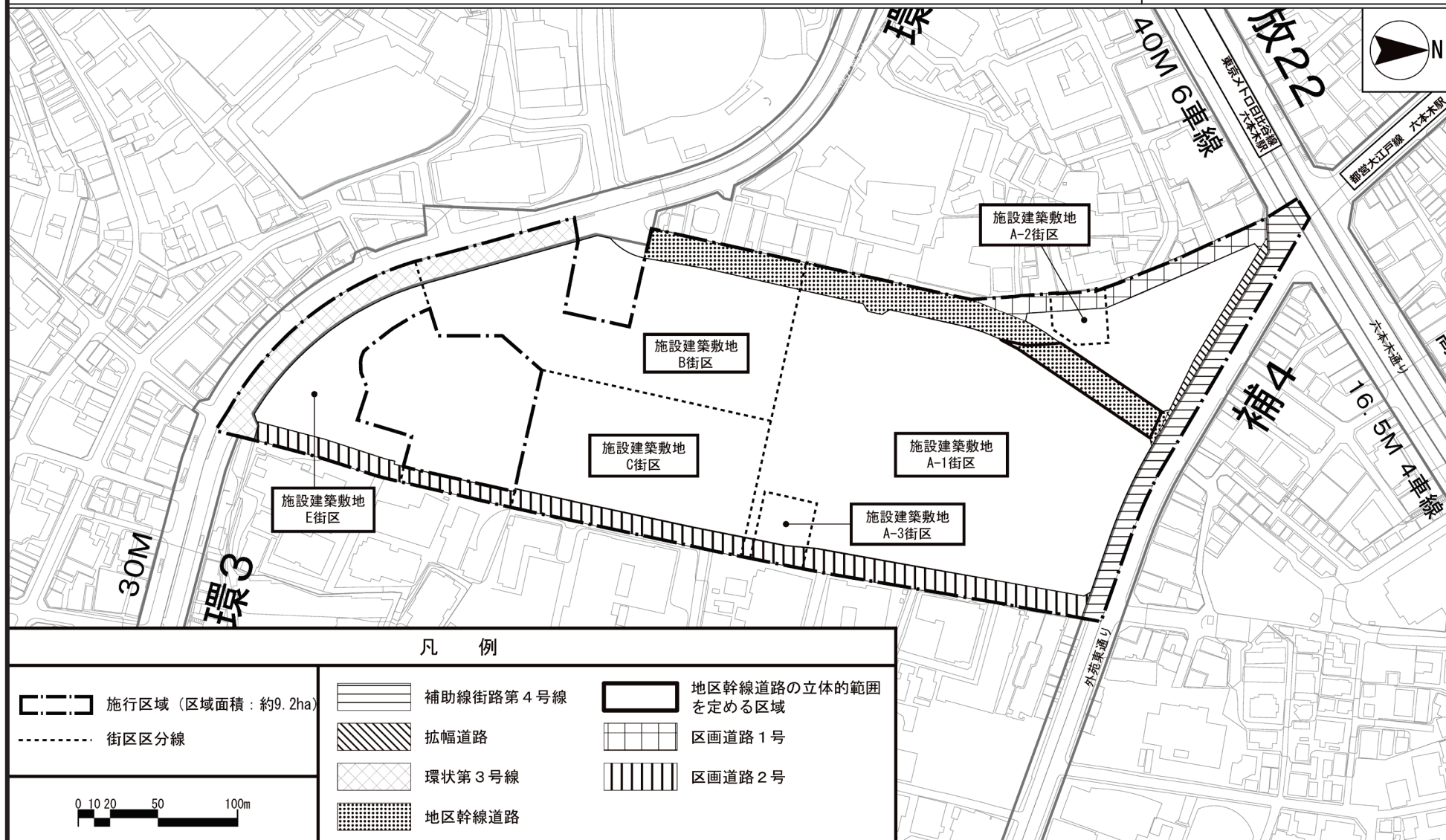
「施行区域、公共施設の配置、街区の配置、建築物の高さの限度及び壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり」
 理 由：土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、国際性豊かな魅力ある複合市街地を形成するため、第一種市街地再開発事業を決定する。

[illegible]

この地図は、東京都縮尺2, 500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号) (MMT利許第04-103号)
(承認番号) 4都市基街都第189号、令和4年9月6日

東京都市計画第一種市街地再開発事業

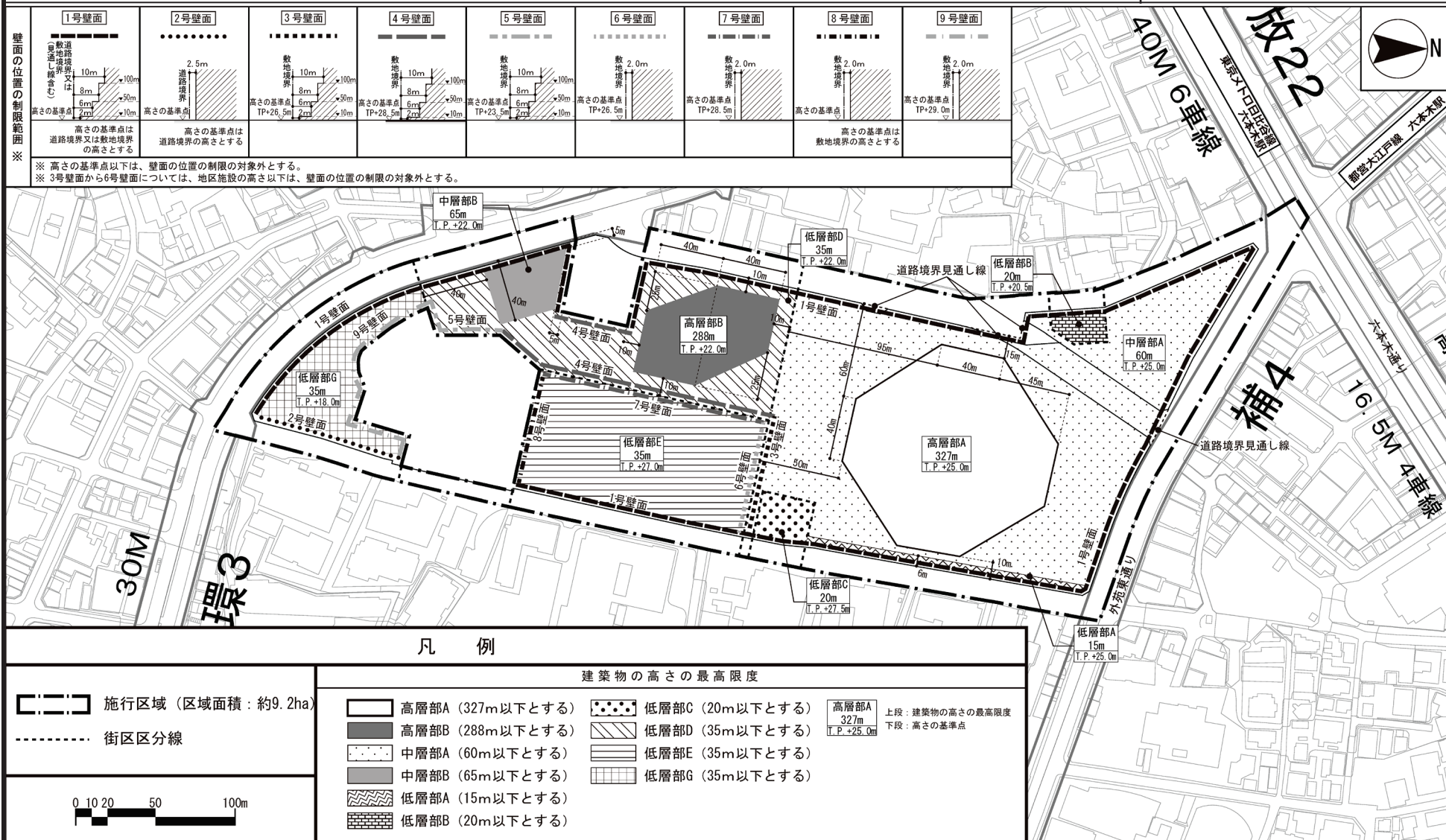
六本木五丁目西地区第一種市街地再開発事業 計画図2 (公共施設の配置及び街区の配置図)



この地図は、東京都縮尺2, 500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号) (MMT利許第04-103号)
(承認番号) 4都市基街都第189号、令和4年9月6日

東京都市計画第一種市街地再開発事業

六本木五丁目西地区第一種市街地再開発事業 計画図3 (建築物の高さの限度・壁面の位置の制限図)



この地図は、東京都縮尺2, 500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号) (MMT利許第04-103号)
 (承認番号) 4都市基街都第189号、令和4年9月6日